

令和5年横審第36号

裁 決

遊漁船AボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 b

職 名 B釣り客

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年7月23日11時19分

愛知県豊浜漁港小佐地区南方沖合

2 船舶の要目

船 種	船 名	遊漁船A	ボートB
-----	-----	------	------

総 ト ン 数	0.8トン
---------	-------

登 録 長	6.93メートル	2.86メートル
-------	----------	----------

機関の種類 電気点火機関

出力 29キロワット

3 事実の経過

Aは、船尾部中央に船外機を有する和船型のFRP製遊漁船で、船尾甲板上にGPSプロッターを備え、a受審人が1人で乗り組み、レンタルボートのえい航の目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和5年7月23日11時09分愛知県豊浜漁港小佐地区を発し、同地区南方沖合の釣り場（以下「豊浜南釣り場」という。）に向かった。

ところで、Aの遊漁船業は、a受審人が所有する釣り客を乗せたレンタルボートを、豊浜漁港小佐地区から豊浜南釣り場までえい航し、適宜錨泊させて釣りを行わせたのち、釣り客からの電話を受けて収容に赴き、同地区までえい航して戻るものであった。

また、a受審人は、発航に先立ち、b指定海難関係人が乗ったBをえい航し、同日10時30分豊浜港南防波堤灯台（以下「南防波堤灯台」という。）から129度（真方位、以下同じ。）1,100メートルの地点付近で、重さ約4キログラムのストックアンカーを水深約10メートルの海中に投じ、同アンカーに接続した直径約12ミリメートル長さ25メートルの合成繊維製錨索を約15メートル延出して船首のアイに係止し、船首が南方を向いた状態で錨泊を開始させた。

a受審人は、豊浜南釣り場に到着したのち、Aの船舶所有者が所有する非自航式で釣り客4人が乗った登録長6.84メートルのCと称するレンタルボートを、Aの船尾から出した約2メートルのえい航索でえい航し、同船の船尾からCの後端までの距離が約9メートルとなった引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、帰航のためにその釣り場を発進し、11時17分僅か過ぎ南防波堤灯台から137度

1,350メートルの地点で、針路を347度に定め、5.0ノットの速度（対地速度、以下同じ。）で、手動操舵によって進行し、正船首300メートルのところに、Bを認めた。

a受審人は、約30メートルの距離に接近した時点でBを避航することとして続航し、11時17分半僅か過ぎ南防波堤灯台から135度1,260メートルの地点に達したとき、Bが正船首200メートルのところとなり、自らが錨泊させていることから、錨泊していることが分かる状態で、その後Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、同船と接近するまでにまだ距離があると思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行し、11時19分南防波堤灯台から129度1,100メートルの地点において、A引船列は、原針路及び原速度のまま、Aの左舷船首部がBの左舷船尾部に、後方から77度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、かい等及び推進器並びに錨泊中であることを示す黒色球形形象物を装備しないFRP製レンタルボートで、b指定海難関係人が1人で乗り、釣りの目的で、救命胴衣を着用し、船首0.1メートル船尾0.2メートルの喫水をもって、同日05時00分Aにえい航されて豊浜漁港小佐地区を発し、豊浜南釣り場に向かい、同釣り場に到着したのち、前示のとおり錨泊した。

b指定海難関係人は、船尾の渡し板に腰をかけた姿勢で釣りをを行い、11時17分半僅か過ぎ衝突地点で、船首が270度を向いていたとき、左舷船尾77度200メートルのところにA引船列を視認することができ、その後同引船列が自船と衝突のおそれがある態勢で接近す

る状況であったが、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b 指定海難関係人は、注意喚起信号を行わずに錨泊を続け、Bは、船首が同じ方向を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは左舷船首部外板に擦過傷を生じ、Bは左舷船尾部外板に亀裂等を生じ、浸水して沈没し、のちに引き揚げられた。

(航法の適用)

本件は、豊浜漁港小佐地区南方沖合において、航行中のA引船列と錨泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である海上交通安全法及び港則法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、豊浜漁港小佐地区南方沖合において、航行中のA引船列が、動静監視不十分で、錨泊中のBを避けなかったことよって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、豊浜漁港小佐地区南方沖合において、Cをえい航して帰航中、Bを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、Bと接近するまでにまだ距離があると思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、錨泊中のBと衝突のおそれがあ

る態勢で接近する状況に気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bを沈没させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月26日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔